

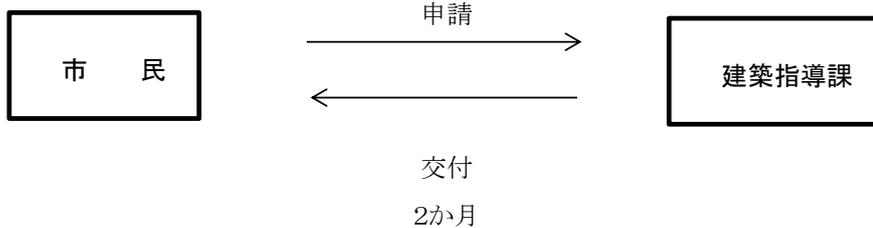
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 58

処 分 名	総合的設計による一団地の建築物の特例の認定・許可	
処 分 の 概 要	総合的設計による一団地の建築物特例認定申請書に基づき認定する。建築物の容積率又は高さの特例を許可する。	
根 拠 法 令 名	建築基準法(昭和25年法律第201号)	
条 項	第86条第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2か月	
標準処理期間	計	2か月
判断基準	<p>法第86条第1項又は第2項の規定による認定の申請、第3項又は第4項の規定による許可の申請は支障がないと認めるときに通知する</p> <p>【根拠法令等】 建築基準法 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 第86条第1項 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地内に建築される1又は2以上の構えをなす建築物のうち、支障がないと認める者に対する特例対象の規定の適用については、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。 第2項 一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、建築物が建築される場合において、支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。 第3項 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地内に建築される1又は2以上の建築物のうち、特定行政庁が当該1又は2以上の建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものについては特例対象規定の適用について、限度を超えるものとする。ことができる。 第4項 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、特定行政庁が建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用について、限度を超えるものとする。ことができる。 第8項 特定行政庁は、第1項から第4項までの規定による認定又は許可をしたときは、対象区域等の事項を公告するとともに、計画内容を表示した図書を備えて、一般の縦覧に供さなければならない。 建築基準法施行規則 (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請等) 第10条の16第1項 法第86条第1項又は第2項の規定による認定の申請をしようとする者は申請書の正本及び副本に、同条第3項又は第4項の規定による許可の申請をしようとする者は申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。 第4項 認定をしたときは申請者に通知するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。